

中国の侵権責任法(不法行為法)の概要と比較法的特徴

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 朱, 曄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006627

中国の侵權責任法（不法行為法）の概要と比較法的特徴

朱

曄

一、はじめに

二、制定の背景と経緯

1、立法の背景

2、立法の経緯

三、基本的内容の確認と立法目的を反映した特徴的な規定

1、基本的内容の確認

2、立法目的を反映した特徴的な規定

四、制定の意義及び比較法上の評価

1、意義

2、比較法上の評価

五、むすびに代えて

資料 中華人民共和国侵權責任法（翻訳）

一、はじめに

周知のように、いわゆる改革開放政策を三〇年ほど実施してきた中国は、経済体制の転換を起因として社会状況が激動しており、近時の著しい経済発展に伴い、環境汚染、悪質製品の氾濫、交通事故、医療事故の多発など様々な社会問題が深刻化してきた。例えば、今年四月末の日本全国紙に記載された社説では、「中国では暴動ないしそれに近いデモが九万件を超える年もある」と指摘されている。^①さらに、近時の中国国内の状況を見ると、いわゆる「反社会的行為」が多発している。その典型的な事件類型として取り上げられるのは、二〇一〇年の三月末から急増している小学校・幼稚園での無差別大量殺傷事件である。^②これは、いわゆる日本で発生した池田小学校殺傷事件に類似してお

り、この現象が最近の中国においても頻繁に現れるようになった。

近年の社会状況が変動する中、中国の新しい不法行為法は、二〇〇九年二月二十六日、第一期全国人民代表大会常務委員会の第一二回会議において採択され、二〇一〇年七月一日より施行されることになった。この法律は日本でも注目度が非常に高く、例えば、加藤雅信教授グループによる総括的な解析、翻訳など優れた先行業績がすでに公開されている。^③従って、本稿は逐条的な解説を控え、不法行為法の原則規定を中心に、本法の特徴的な内容を焦点に分析を展開したい。

また、本法のタイトルにつき、一般的には「不法行為法」と訳されているため、理解の便宜上、本稿でもこの訳語を継承することとした。しかし、留意すべきは、本法には通常日本で理解されている不法行為法の内容が多く含まれている一方で、「侵權行為責任法」という名称を最終的に採用しなかったこと、及び行為の帰責性、社会的非難性が重要視されない内容も少なからず内包していることなどに鑑みると、本法は民事上の権利・利益が侵害されたときの責任分配法であると理解するのは的確であると思われる。^④

それでは、まず本稿の着目点の説明を行いたい。

通常、資本主義社会において、不法行為法を制定する際には、基本的に私人間の水平関係に着目し、紛争解決の原則、自由行動の範囲の画定、経済発展の促進への保障などの要素が考慮される。例えば、日本民法典の起草当時には、すでに近代的な産業技術の発達に伴って危険な事業がもたらす損害発生の可能性は十分認識されていた。にもかかわらず、過失責任主義が選択されたのは、原因主義が取引の発達を害するため、過失責任主義により自由活動領域が保証される必要があったからであるとの指摘が存在する。^⑤

これに対し、計画経済に依拠する典型的な社会主義国家においては、こうした要請が低く、立法の際に私人間の自由競争の確保により経済を発展させることへの配慮の必要性が乏しくなり、その結果、旧ソヴィエト民法のような無過失責任を基本原則とする立法例も現れてきたと思われる。

翻って、社会主義体制を堅持している中国は、経済面では段階的ではあるが市場経済制度へと転換し、すでに三〇年ほど経過した。しかし、現在の社会的状況を見ると、市場経済を導入したとは言え、経済社会と政治社会は未だ完全に分離していない状況下にある。その結果、個人の自由行動により経済発展を促進させるという資本主義的な認識は十分とは言えず、両体制における認識上の温度差は、不法行為法の制定にも反映されていると言えよう。

加えて、従来、中国の不法行為の紛争処理については、基本規定である「民法通則」以外に、特別法、行政法規、「司法解釈」のような法源により裁判の統一が図られ、公法、私法が融合した色彩が濃厚であると言われていたが、本法においても、こうした特徴は完全に払拭されていないと思われる。

そこで本稿では、本法適用の指針となる、「民事主体の合法的な權益を保護し、權益侵害責任を明確にし、權益侵害行為を予防・制裁し、社会の調和・安定を促進すること」(第一条)、即ち、日本法から見ると異なる内容をも取り入れた立法目的を軸に、以下の順で解説を行いたい。まず、二において制定の背景と経緯を整理したうえ、次に、三では基本内容の確認と特徴的な規定を紹介し、最後に、四において本法制定の意義及び比較法上の評価をまとめみたい。

二、制定の背景と経緯

1、立法の背景

中国は、現在様々な社会問題を抱えており、政府としては、土地の収用などを起因とするいわゆる「公共事件」または「群体事件」の発生を危惧しており、なるべく社会の安定を図ることが一つの大きな課題として挙げられている。このような緊張した社会が醸成されたのは一朝一夕のことではなく、実際、二〇〇七年に全国の法院が受理した不法行為に関する事件は八七万件以上あり、二〇〇八年においては九九・二万件まで上昇したと言われている^⑩。その意味で、中国の不法行為法は激動する中国社会の実像を浮き彫りにしていると言える。

これまで、不法行為を巡る紛争については、基本的に一九八六年に制定された「民法通則」（全九章一五六カ条）、最高人民法院が公布した各種の「司法解釈」及び四〇以上の単行法に依拠して解決されてきた。これらの諸規定はまとめられてはいないが、従来、不法行為制度の基礎となっているのは、このうちの「民法通則」にある「民事責任」の章である。

2、立法の経緯

社会の新動向に対応するため、不法行為法制定の動きはすでに二〇〇二年から現れていた。また、最終的に採択されるまで、不法行為に関する法案は四回審議されてきたが、その経緯について簡単にまとめた。

二〇〇二年一二月、九編を有する中国民法典草案が審議され^⑪、その第八編（合計一〇章六八カ条）は不法行為を規

定している。民法典草案不法行為編の一部の内容は、後に採択された不法行為法に採用され、草案時から含まれている不法行為法に特別法の内容をも併合する方式は、後にも継承されている。民法典草案は一旦審議された後、一二〇カ条の内容を有する民法を一度に審議するのは困難であるという理由で、編ごとに単行法の形により審議することが決定された。¹²⁾その後、二〇〇七年三月物権法が先に採択され、民法を構築する最後の柱、不法行為法が残された。もっとも、民法典草案が討論される際、学界においても議論が活発化になり、不法行為法に関し、二つの学者建議案が公開された。一つは、中国社会科学院法学研究所の梁慧星研究員を中心とするグループ案であり、もう一つは中国人民大学法学院の王利明教授が率いるグループ案である。¹³⁾前者は九七カ条を設けており、後者は二三四カ条を提案した。

二〇〇八年二月、不法行為法の立法作業が再開され、第二草案(一二章八八カ条)が審議された。起草された内容は、採択された不法行為法の骨格となっていたが、その詳細を見ると、必ずしも学者建議案の内容を積極的に採用したものとは言えない。そして、二〇〇九年一月、第三草案(一二章九一カ条)が再度審議され、一月から一カ月間の公開意見聴取を経て、異例の早さにより二〇〇九年の年末に全国人民代表大会常務委員会会議で採択された。

もっとも、物権法は全国人民代表大会の本会議において採択されており、通常民法典の重要構成とされている不法行為に関する規定についても、民事に関する重要な基本法律であるため、憲法六二条三項の規定に従い、二〇一〇年三月の全国人民代表大会本会議において採択されると一般的に予想されていた。しかし、実際には憲法六七条二項を根拠に、新法は全国人民代表大会の常務委員会において採択された。¹⁴⁾その理由は不明確であるが、次のようなことが推測される。つまり、不法行為法は現在の社会的矛盾を調整する役割を有するため、多くの人々はこの立法に対し期

待している以上、仮に本會議で審議されれば物權法制定時のような大論争になる可能性が高く、このような事態を避けるべく、¹⁶ いち早く新法を成立させるといふ立法関係者の意図が潜在していたのではないかと思われる。

以上のことに鑑みると、今回の立法には緊張しつつある中国社会に適應した「宣言」の色彩があることを否定できず、本法により被害者の救済を図ることを通じて、増加しつつある社会的矛盾を緩和させる立法趣旨が内包されていると言えらう。

三、基本的内容の確認と立法目的を反映した特徴的な規定

1、基本的内容の確認

（1）概要

採択された不法行為法は、附則をも含め、全部で一二章の九二カ条からなる。

前半の四章は原則規定であり、第五章から第十一章は、特別な類型の不法行為について規定している。二〇〇二年の民法草案と比較すると、一部の變化を示しており、とりわけ、立法目的の明確化、保護対象の變更、原則規定の再編成及び第七章医療損害の責任の新設は顯著な例である。¹⁷ 総じて言えば、本法は原則規定と並行させる形で特別法の内容を導入しており、不法行為法全般を網羅的に規定している。ある意味において極めて意欲的な立法であるといつても過言ではない。

また、不法行為法の具体的内容を鳥瞰すると、従来の「民法通則」、最高人民法院が制定した「司法解釈」及び特

別法に依拠したものが多く存在しており、例えば、一―四章において新設と言える条文は八カ条しかなく、第一章においては三カ条のみである。また、製造物責任を規定する第五章においては、懲罰的な損害賠償を定める第四七条が新設された以外には、既存の「製造物品質法」の基本的な内容が概括的にされており、自動車交通事故責任の第六章は、近時改正された「道路交通安全法」がその土台となっている。そして、第八章の環境汚染責任に関しては、既存の「環境騒音污染防治法」、「固体废物污染环境防治法」、「大气污染防治法」の特別法があり、第九章の高度危険責任及び第一〇章の飼育動物による損害の責任は、民法通則及び各種の条例、特別法の内容が踏襲されている。また、工作物による損害の責任を定める第十一章においては、話題を呼んだ加害者不明時の補償を定める第八七条が増設された点を除き、基本的に従来の紛争処理方法が継承されている。

以上のことに鑑みると、今回の不法行為法の制定は、新しい立法というより、むしろ従来の規定及び紛争処理方法を踏襲した「曇纂」と理解することも不可能ではない。このような「中国法の非制度創設的性格」¹⁸⁾は、不法行為法の制定においても反映されており、本法の立法も「制度変更の帰結であり、さらなる制度変動の起点でもある」という指摘¹⁹⁾を如実に反映していると言えよう。

(2) 立法目的

第一条は、立法目的を規定しており、その内容を確認すると、中国不法行為法は日本法と異なり、被害者の保護、即ち救済機能のみならず、不法行為の予防・制裁、即ち抑止機能をも明言している。この二つの機能により社会の安定を促進させようという究極的な目標を実現しようとしている。日本法では、通常、不法行為法の目的は被害者の損

害を填補することにあると理解されており、加害者への制裁または不法行為の防止は反射的、副次的な機能にすぎないとの見解が一般的である。²¹⁾

刑法・民法を嚴格に峻別する学者からは、中国不法行為法のような、予防・制裁を正面から認め、社会の安定の促進を目的としている立法は、「法の原始状態」²²⁾から脱皮できていないと評されるかもしれない。²³⁾

しかし、中国では不法行為法の制定、適用により社会の緊張関係を緩和させることが期待されており、二〇〇八年一月全国人民代表大会常務委員会に行われた立法報告では、「不法行為に関する法律制度を完備し、民事紛争を減少し、多くの人民の合法的權益を保障し、社会の公正・正義を促進し、社会の調和と安定を促進する」²⁴⁾ことは、立法の原則であるとされている。²⁵⁾ 実際、制度の詳細を見ると個人の自由の促進ではなく、「社会の調和と安定」を念頭に制定された内容が少なくない。その中には、民法通則の内容を継受したものも存在している。

以下では、被害者救済と不法行為の防止・制裁の両面から、社会主義国家の特質との関連性を踏まえつつ、「社会の調和と安定」という目的を担保する特徴的な内容を確認していきたい。

2、立法目的を反映した特徴的な規定

(1) 被害者救済を重視した内容

1) 保護の対象

民法典草案では、保護の対象は基本的に人身と財産に限定されていたが、本法第二条は、保護の対象を原則的に民事的權益にまで拡大し、列举的な手法により明確化を図ろうとしている。結果的に見れば、第二条第二項の規定によ

り、いわゆる人身的、財産的權益が広範に保護される。注意すべきは、中国語でいう權益は、權利と利益との複合語であり、保護される範圍は柔軟的、流動的になろう。

また、權利と利益に關し、それぞれの不法行為の成立要件は區別されておらず、統一的に規定されている。その理由につき、立法關係者は、兩者の境界線が曖昧であり、判例実務の蓄積により利益の「權利化」が生じるからだと説明している。²⁶⁾

日本法における權利から違法性の議論をみると、社会の変遷に伴い、不法行為法によって保障される内容が徐々に拡大されてきた。²⁷⁾ 日本法上の経験に對し、第二条に關する立法關係者の説明では、保護對象の拡大により個人の自由行動の範圍が縮小されることに對する配慮が見当たらない。その背景には、より多くの「權益」を保護し、被害者の救済を通じて社会の安定を促進することは、立法關係者からすれば現在の最大の課題となつてゐるという事情があると思われる。

なお、本法成立後、第二条の内容を巡つて訴訟の氾濫を危惧する視点から、保護の範圍を慎重に画定する必要があるとする見解が現れた。²⁸⁾

2) 成立要件

① 過失責任原則と準証責任の転換（中間責任）・無過失責任原則との併存

本法第六条一項は、行為者は故意・過失に因り他人の民事權益を侵害したとき、不法行為責任が生じると規定し、従来の原則を踏襲した上、いわゆる過失責任原則を基本原則として位置づけている。

他方、過失責任原則以外に、第六条二項は挙証責任の轉換について、第七条は、無過失責任原則についてそれぞれ規定している。⁽²⁹⁾

留意すべきは、立法關係者が理解している無過失責任原則の主目的は、故意・過失のない者に不法行為責任を負わせるのではなく、行為者に故意・過失あることの被害者の証明責任を免除することである。⁽³⁰⁾

即ち、条文上は、第六条二項と第七条によって、挙証責任の轉換と無過失責任原則とを分離させているが、立法關係者は、必ずしも両者を厳密に区別しているとは言えず、むしろ両者を同次元で理解し、混同している傾向が見られる。

また、立法關係者の説明によれば、二〇〇八年では挙証責任の轉換及び無過失責任原則を適用する事件、例えば、道路交通事故、医療過誤、製造物責任、環境汚染を巡る事件は、全事件の四一%を占めている。⁽³¹⁾ こうした状況の中、立法關係者は、人々の行動の自由を制限する可能性があることを認識しながら、⁽³²⁾ 被害者を最大限に救済するために、敢えて挙証責任の轉換規定及び無過失責任原則を明文化した。

② 過失責任原則に対する理解

この点につき、立法關係者は、行為、故意・過失、損害、因果関係という四要件に分解できると説明しているが、その説明において、注意義務違反などが言及され、故意・過失の客観化という傾向が見られる。⁽³³⁾ これに対し、司法実務では、以上の要件以外に違法性の判断が行われており、⁽³⁴⁾ この要件を除去すれば、裁判官は判断に迷うと言われている。⁽³⁵⁾ なお、有力説も違法性を要件として取り入れるべきと主張している。⁽³⁶⁾

以上の論争をみると、過失責任原則に対する理解は、すでに錯綜する時代に入っており、本法の誕生を契機に整理をしたうえで、より明確な基準を設ける必要性があるう。

3) 法的効果—責任を負う方式

新法は、不法行為の成立要件と法的効果とを分けて規定しており、第一五条は法的効果を定める原則規定である。立法関係者は、基本的に民法通則の規定(第一三四条一項)を踏襲しつつ、契約責任に融合される内容—違約金の支払い、及び原状回復に集約できる内容—修理、再制作、交換を削除した。³⁷⁾ 本条は、不法行為責任の法的効果について規定しており、金銭賠償を原則化とせずに、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、財産の返還、原状の回復、損害の賠償、謝罪、影響の除去・名誉の回復を救済方法として設けており、単独または併合的に適用できるとしている。なお、第二二条は侵害・妨害の停止、危険の除去に関する特則を定めている。もっとも、第一五条の適用の原則としては、被害者の救済を目的に、不十分な点があれば、他の方法を併合的に採用すべきだと理解されている。³⁸⁾

確かに、第一五条は、被害者救済の効果を最大限に發揮し、またその実効性を持たせやすい規定となっているが、損害の填補を不法行為法の主な目的とする見解からは、やや異質の内容となっている。

また、二〇〇七年に制定された中国物権法の第三章において、返還請求権(第三四条)、妨害排除・予防請求権(第三五条)、原状回復請求権(第三六条)及び損害賠償請求権(第三七条)³⁹⁾等の物権の保護に関する内容を規定しており、本法第一五条の内容が豊富のため、紛争が生じる際に権利者は物権的請求権または不法行為上の請求権のいずれかを選択して請求することが可能であるといえ、実際一般の人にとって両者を混同する恐れが全く生じないわけ

ではないであろう。

4) いわゆる「公平責任原則」の継承

第二四条は、「被害者及び行為者いずれにも損害の発生につき故意・過失がないときは、実際の状況に基づき、双方に損失を分担させることができる」と規定している。本条は、「民事責任」を「損失」に変更した点を除き、基本的に民法通則第一三二条の内容を継承している。⁽⁴⁰⁾ また、制定の過程では、従来の「公平責任原則」を独特の帰責原則として新法に取り入れようとする見解も現れたが、立法関係者はこの考え方を採用しなかった。⁽⁴¹⁾

もっとも、元来、新法が定める原則を照らすと、故意・過失のない行為、即ち帰責性のない行為は、社会的非難を受けなため、不法行為責任自体が生じないはずである。また、中国民法学界に大きな影響を及ぼしている王澤鑒教授は、古くから「公平責任原則」の適用により、実務において加害者の過失認定がおろそかにされ、不法行為法の帰責事由の体系を崩せると懸念している。⁽⁴²⁾

しかし、社会保障制度が充実していない中国では、資力上または経済的に問題を抱えている不幸な被害者を救済するために、従来の手法を継承した。したがって、本条でいう「実際の状況」は通常当事者の経済的状况であると解されている。⁽⁴³⁾ つまり、本条は、個人の不幸を私人間で分散させる制度であると理解することができ、現状に対応した特徴のある法制度と言えよう。⁽⁴⁴⁾

そこで、立法関係者の見解によると、本条は主に次のような場面において適用される。⁽⁴⁵⁾ 即ち、第一に、民事行為無能力者によって損害が生じた場合があり、第二に、故意・過失がなく一時的に意識を失い、または制御不能の行為に

よって損害を生じさせた場合、第三には、損害をもたらした加害者が不明の際、行為を実施する可能性のある人が存在する場合がある。また第四として、意外な事故により損害が生じた場合があり、第五には、相手方または双方の利益のために活動する際に損害が生じた場合がある。

そうだとすれば、日本の「鬼ごっこ」ゲーム事件⁴⁶のようなケースでは、もちろん親は損失を負担しなければならぬ。また、被害者救済という目的のもとで本条が濫用される恐れもある。つまり、本来、過失認定が可能な事件でも、その認定がおろそかにされることにより、「公平責任原則」で解決される可能性が潜在していると言えよう。

5) いわゆる「公平責任原則」が内包する諸規定

以下の諸規定は、いずれも損失を補償する意味を孕んでおり、補償者への非難性が認められない場合である。

① 第三条は、他人が侵害行為を防止、制止する際に、それによって受益した者の補償義務について規定している。

② 第二条前段は、緊急避難者の補償事項について言及している。

③ 第三条一項は、民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害をもたらしたとき、仮に監督者が監督責任を尽くしたとしても、責任が免除されるのではなく、軽減されるにとどまると定めている。

④ 第三条一項は、故意・過失のない完全民事行為能力者は、一時的な意識不明または行為制御不能により他人に損害を与えた場合、その経済状況に基づき、被害者に対して適切な補償を行うと規定している。

⑤ 第八七条は、建築物の中から投げ出されたまたは落下した物品が他人に損害をもたらしたとき、加害者が特定できない場合の住民による補償事項について規定している。

（2）不法行為の予防・制裁に関する内容

1）精神的損害賠償—慰謝料

通常、被害者が不法行為により死亡した際は、財産的損害及び精神的損害が生じると考えられている。これらの損害賠償は通常被害者の近親者が請求するが、その請求できる範囲、とりわけ精神的損害賠償請求の法律構成に関わる理論は錯綜している。中国では生命侵害事件が増加しつつあるため、実務での適切な対応が迫られている。こうした状況の中、九〇年代に入ると、生命侵害の賠償に言及した各種の特別法、行政法規、司法解釈が急激に増えるようになり、諸規定が乱立する状態が生じた。⁴⁷⁾

不法行為法の誕生は、以上の混迷する状況の整理に役に立ち、被害者救済の指針を与えたと考えられる。以下では、精神的損害賠償に関連する内容を見てみたい。

第一六条によれば、被害者の生命・身体が侵害された場合、医療費、介護費、減少した賃金などの財産的損害の賠償が勿論認められ、被害者が死亡した場合、「死亡賠償金」が認められる。また、第一七条は、「死亡賠償金」は同一不法行為により多数の死亡者が出た場合は同額にすることが可能であると定めている。この「死亡賠償金」を算定する際に、財産的損害だけではなく、精神的損害をも考慮する必要性があり、具体的な金額につき、裁判官は、案件の状況に従って、諸要素を総合的に勘案した上で確定すると立法関係者は説明している。⁴⁸⁾

「死亡賠償金」に関する規定以外に、より明確な形で精神的損害賠償を認めているのは第二二条である。本条は、他人の人身権益を侵害し、他人に重大な精神的損害をもたらしたときは、被害者は精神的損害賠償を請求することができる」と規定している。問題は、被害者が死亡したときに、近親者が直接に精神的損害賠償を請求することが可能な

のかである。第一八条は、被害者が死亡するとき、その近親者は加害者に責任を負うよう請求する権利があると定めているため、請求できる内容には精神的損害賠償も含まれていると立法関係者は説明している^④。また、直接に司法実務に指針を与える最高人民法院の説明では、いわゆる固有損害説が採用されている^⑤。

留意すべきは、近時の精神的損害賠償額が高額化し、個人の加害者が非常に悪質な場合は、三〇万元が認められており^⑥、中国において精神的損害賠償の懲罰性がますます鮮明化している点である。

2) 製造物責任における懲罰的損害賠償

懲罰的な機能を孕んでいる精神的損害賠償制度以外に、新法は、製造物責任の章に属する第四七条を設け、悪意の製造者、販売者に対する懲罰的損害賠償を明確にしている。この制度を新法において明文化するべきか否かについては、意見が相当対立していたが、いわゆる三鹿メラミン入り毒ミルク粉事件以降、条文化すべきという意見が一気に増え、採用に至った。

留意すべきは、中国において懲罰的損害賠償を内包する制度は既に存在していることである。例えば、食品安全法の第九六条第二項によれば、故意により安全基準を満たしていない食品を製造、販売する者に対し、消費者は実際の損害以外に、商品価格の一〇倍に相当する賠償金を請求することができる。しかし、立法関係者と裁判実務は、懲罰的損害賠償の規定の適用に慎重な姿勢を示している。つまり、第四七条を適用する際に、要件として、加害者が故意または悪意による行為、被害者が死亡または健康に甚大な損害を与えた事実、及び両者間の因果関係が必要であると立法関係者が考えており^⑦、最高人民法院は、懲罰的損害賠償の適用は、製造物責任を巡る事案に限定すべきであると

理解している^⑤。但し、懲罰的損害賠償の金額については、上限を設けておらず、裁判官は、具体的な事案において諸要素を勘案した上で自由裁量により確定する。

現在、中国では食の安全をはじめ、製造物の品質を巡る紛争が増加しつつあり、こうした状況から生じる人々の不満や憤慨が高まってきている。この怒りを解消するために、立法関係者は従来の慎重姿勢を若干変更し、懲罰的損害賠償制度を導入したと思われる。前述のように、不法行為法の立法目的には、不法行為の予防と制裁が明言されているため、以上のことを勘案すると、新法の施行により懲罰的損害賠償の適用の門戸が徐々に広げられると予測される。

四、制定の意義及び比較法上の評価

1、意義

新法制定の意義については次の側面から分析を行いたい。

まず、内容面においては、新法の規定の多くは民法通則、司法解释及び特別法の内容を継承しており、従来の内容を概括的に規定している色彩は非常に強い。

次に、全般の構造をみると、不法行為法の一般規定以外に、特別法を抽象化したものが多く取り入れられており、両者が併存する形となっている。これには、現在多発する製造物責任問題、交通事故、医療過誤、環境汚染問題から生じた被害者を救済するというメッセージが含まれている。

さらに、実際の適用の方法をみると、第五条は諸規定の適用の優先順位について定めており、最高人民法院の理解

では、不法行為法は基本法であり、他の特別法が存在していれば特別法が優先されると示している。⁵³⁾ そうだとすれば、すでに多くの特別法や司法解釈が存在するため、今後の運用において、従来の処理の仕方、とりわけ特別法のある領域に関して、急激に変更されることはないと言えよう。

以上の側面を分析すると、今回の不法行為法の制定は、形式上、中国民法典の柱の完備という意味はもちろんあるが、それよりも中国の緊迫した現状に対応し、頻発する事故の被害者に救済を与える「宣言」を行い、これにより社会の安定化を図るという意義は大きいと思われる。

2、比較法上の評価

総じて言えば、本法は、社会主義制度の影響が存在しており、損害の填補及び私人の自由行動の範囲の確保を重視する法学者からすると、独特の内容が多く取り入れられた立法と言えよう。以下では、比較法の視点から、本法の特徴について評価を述べたい。

(1) 補償の色彩が強い立法

通常、資本主義社会における不法行為法では、過失責任が前提とされている。しかし、産業社会が高度化すると共に、公害事件、交通事故が多発したため、無過失責任の原則が浸透化していく。これは、危険な活動から生じた文明、繁栄または恩恵を受ける人は、潜在的原因者であるため、潜在的原因者または社会によって被害者に補償を与えることを意味していると考えられている。⁵⁴⁾

これに対し、市民間の日常生活から発生した不法行為に関して、加害者と被害者の立場が逆転することもあるため、過失責任原則を維持しても、特に不公平が生じず、むしろ過失責任は個人の自由を保障し、産業資本の進展に役に立つと理解されている。⁽⁹⁾そこで、不幸な事故による損害の回避は、自ら対応し保険の加入によりカバーされる。

社会の体制が変動している中国は、社会保険制度が整備されていないため、いわゆる「公平責任原則」を継受し、不幸な者に経済的援助を与えさせようとしている。換言すれば、私人の財産を用いて、不運な者に経済的な補償を図るということを意味している。本法は、立場が転換しやすい平等の私人関係においても、補償原理を導入する場面を多く設定している。したがって、過失責任原則を前提としている体系を崩壊させる恐れが潜在していると言えない。

（2）個人の自由行動の保障の脆さ

まず、本法はより多くの被害者を救済するために、保護の対象を一気に「民事的権益」にまで拡大し、この柔軟性に富む概念により、個人の自由行動の範囲を縮小させる恐れが生じる。

また、本法の成立要件に関しては、過失責任原則と挙証責任の転換・無過失責任原則とを併存させている構造となっており、このような立法技法は、行動の自由が相当制限されているという印象を与えかねない。

さらに、第一五条は不法行為の法的効果を規定し、多元的な方法を設けている。しかし、本条及び特則規定である第二一条の定める差止め請求またはこれに近い内容が無制限に適用されれば、個人の自由行動を阻害する恐れが生じるだろう。

加えて、本法はいわゆる「公平責任原則」を実質的に継受したため、故意・過失のない人の自由を間接的に侵害していると言える。

以上の点を見ると、本法における個人の自由行動の保障に関しては不十分な印象を受けざるを得ない。

(3) 抑止機能の導入

今回の立法は、不法行為制度に抑止機能を持たせたが、現在の被害者の憤慨が蓄積されつつある中国社会の状況を見ると、本法は社会全般の利益につながるため、一定の合理性があると思われる。より具体的に言えば、体制の転換を迎える中国では、拝金主義が氾濫しており、利益追求のために、一部のメーカーや販売者の間では、不道德な行為をも厭わない状況が蔓延している状況が見受けられる。こうした状況下において、懲罰的な損害賠償制度により、社会的な非難に値する行為者に金銭的な制裁を与えることは、不当な利益を吐き出させるための抑止効果が高められ、社会秩序の匡正を実現することに資すると思われる。

五、むすびに代えて

総じて言えば、資本主義社会の経済の発展過程を見ると、①初期段階たる資本の原始的貯蓄期、②資本主義的生産様式が支配的となる産業資本主義の段階を経て、③独占資本主義段階へ、さらに④国家が経済に積極的に関与する国家独占資本主義段階へと展開され、各時期に応じて法の対応が変動すると言われている。⁵⁷⁾⁵⁸⁾

翻って、社会主義体制を堅持している現在の中国の社会的、経済的な状況をみると、市場経済を導入したとは言え、経済社会と政治社会が完全には分離していないことから、剰余利益の確保を最優先としているような動労集約型企业から寡占的な状態にある巨大な国有企業まで、様々な形態の企業が混在している状況にある。こうした背景の中、中国は、個人自由の確保により経済発展を促進させることを最優先事項とせず、「社会の公正・正義」、「社会の調和と安定」を実現させるような独自の理念を持つ不法行為法を制定した。注目すべきは、前述のように、本法を不法行為法と称するより、むしろ民事上の権利・利益が侵害されたときの責任分配法であると評価できる点である。その意味で、「侵權責任法」の誕生は、果たして紛争が急増してきた中国社会の安定剤になるか否かを見定めるに値する新法であると言える。

① 二〇一〇年四月三〇日の「上海万博が映す中国近代化の光と影」を題とする日本経済新聞の社説では、著しい経済発展を実現してきた中国が抱えている社会問題を総括的に分析されている。

② 英国放送協会BBCの五月一日の報道では、三月二三日福建省南平の小学校殺傷事件以後の二カ月未満の間に、中国全土において連続して六回の小学校・幼稚園無差別大量殺傷事件が発生し、一八名の死者及び八〇名以上の負傷者が出たと報じられている。²⁹ (http://www.bbc.co.uk/zhongwen/trad/china/2010/05/100513_analysis_children_killings.shtml)

③ 加藤雅信、森脇章「中国不法行為法（侵權責任法）の制定と中国民法の動向」『法律時報』二〇一〇年二月号五七頁以下を参照。なお、翻訳を中心とする研究業績は、王晨「中華人民共和国不法行為責任法（翻訳）」『大阪市立大學法學雜誌』五六卷三・四号（二〇一〇年）一三四頁以下、錢偉榮「中華人民共和国不法行為責任法（翻訳）」『高岡法學』二八号（二〇一〇年）一九七頁以下、淺野直人、林中華「中華人民共和国侵權責任（不法行為責任）法について」『福岡大學法學論叢』五五卷一号（二〇一〇年）一六一頁以下があり、本稿の条文翻訳にあたって大変参考になった。

④ 楊立新『侵權責任法』(法律出版社、二〇一〇年)八頁は、「侵權責任法の性質は、責任法であり、單なる行為法ではない」と述べている。

⑤ 穂積陳重博士は、法典調査会において、「若シ人が充分ニ注意ラシ又正当ノ方法ヲ用キテ行為ヲ為シマシテモ夫レデモ或場合ニ於テハ此不法ノ制裁トモ称スベキ一ツノ賠償ノ義務ガ生ズル斯ウ云フコトニナリマシテハ各人ノ働キ、自由ノ範圍ト云フモノガ甚ダ不確カナモノニナリマス各人ノ生活ノ範圍ト云フモノヲ互ヒニ制限シテ之ヲ調和シ各人ノ權利ノ行使ト云フモノハ互ヒニ制限調和スルト云フノハ法ノ目的デアリマスルナラバドウシテモ充分ナル注意ヲ以テ充分ナル精密ノ方法ニ依ツテヤルモノ迄法律ガ或不利益ナ結果ヲ負ハセルト云フコトハ出来ヌモノデアリマス苟モ人ノ行為ト云フモノガ原因トナツテ其原因ヨリシテ一ツノ損害ガ生ズル其損害ヲ賠償セシムルト云フノガ若シ一ツノ法ノ規定ニナリマシタ時ニ於テハ取引ノ發達モ害シマセウシだん々々各人が共同生活ヲ致シテ居リマスルニ就イテハ種々ノ六ヶ敷イコトガ生ジテ參リマシテ人々ガ安心シテ詰リ生活ヲ営ムト云フコトが出来ヌ位ノコトニナルデアリマセウ」と説明している。『法典調査会民事議事速記録五』(商事法務研究会、一九八四年)二九七頁を参照。

⑥ 瀬川信久「民法七〇九条(不法行為の一般的成立要件)」広中俊雄、星野英一編『民法典の百年Ⅲ—個別的觀察(2) 債權編』(有斐閣、一九九八年)五六一頁を参照。

⑦ 末川博「ソヴィエト・ロシア民法における不法行為」『法學論叢』一六卷三号(一九二六年)一五〇頁以下を参照。

一九二二年の旧ソ連民法の四〇三条は、「他人の人格又は財産に損害を加へた者は、損害を賠償する義務を負ふ。加害者が損害を豫防し得なかつたこと、損害を加へ得る権限を有して居たこと又は損害が加害者の故意又は重大な過失によって生じたことを、立証したときには、加害者はこの義務を免れる」と規定している。

⑧ 加藤一郎『不法行為(増補版)——法律学全集二』(有斐閣、一九七四年)五九頁では、一九二二年旧ソ連民法四〇三条後段の内容に注目し、「実際には、完全な無過失責任ではなく、過失責任の要素も加味されている」と指摘されている。

⑨ 其末提「中国社会の変容と不法行為法——過渡期におけるその多元性(四・完)」『北大法学論集』五二卷二号(二〇〇一年)一二四頁では、「民事基本法が十分でなく、解釈論が立ち後れ、しかも急激な經濟發展を推進する集權的国家体制にとって、裁判の統一は絶對的な条件である」と説明され、公法・私法融合型立法の生まれる背景について分析されている。

- ⑩ 王勝明主編『中華人民共和國侵權責任法釈義』（法律出版社、二〇一〇年）二七頁及び四六八頁を参照。
- ⑪ 中国民法典制定に関する当時の議論の紹介は、渠濤「中国における民法典審議草案の成立と学界の議論」（上）、（下）『ジュリス』二二四九号（二〇〇五年）一一四頁、一二五〇号（二〇〇五年）一九〇頁を参照。
- ⑫ 王勝明主編・前掲注（10）四六九頁を参照。
- ⑬ 中国民法典立法研究課題組『中国民法典草案建議稿附理由』（侵權責任編・繼承編）（法律出版社、二〇〇四年）三一—三二頁を参照。
- ⑭ 中国人民大学商事法律科学研究中心『中国民法学者建議稿及立法理由・侵權行為編』（法律出版社、二〇〇五年）を参照。
- ⑮ 憲法第六二条三項は、全国人民代表大会は、刑事、民事、国家機構及びその他の基本的法律を制定及び改正する職権を行使することができると規定しており、第六七条二項は、全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会が制定すべき法律を除くその他の法律を制定及び改正する職権を行使することができると定めている。
- なお、二〇〇四年に改正された中国憲法の詳細は、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集（第二版）』（三省堂、二〇一〇年）三四七頁以下（鈴木賢執筆）を参照。
- ⑯ 拙稿「不動産・二重売買における自由競争と第三者悪意の認定——比較法から見た中国法の課題」『北大法学論集』第五七卷第五号（二〇〇七年）四三頁の注一は、当時の議論の状況をまとめている。
- ⑰ 第七章において、医師の注意義務の画定が図られ、従来の司法解釈が規定する中間責任原則を変更し、限定された場合を取り上げ医師の過失の推定を定めている。
- ⑱ 鈴木賢「中国法の非制度創設的性格」法学セミナー四五二号（一九九二年）一四頁—一五頁を参照。
- ⑲ 鈴木賢「中国物権法制定の背景と意義について」鈴木賢ほか『中国物権法条文と解説』（成文堂、二〇〇七年）七頁は、中国物権法にも「非制度創設的性格」が継承されていることを指摘している。
- ⑳ 最判平成九年七月一日民集五一卷六号二五七三頁。
- ㉑ 窪田充見『不法行為法』（有斐閣、二〇〇七年）一九頁を参照。
- ㉒ 藤岡康宏「私法上の責任——不法行為責任を中心として」『岩波講座・基本法学（第五卷）——責任』（岩波書店、一九八四年）二四

八頁は、「損害填補的側面の漸次的解決は、損害賠償の懲罰的側面を舞台の正面に押し出すことになるであろう。……法の原始状態として非難された民刑両責任の未分化が、現代的状況において蘇生させられることになるかもしれないのである。」と述べている。

(23) 日本において、不法行為法の機能及び役割を他の視点から検討する見解が存在する。例えば、加藤雅信「損害賠償制度の将来構造」山田卓生編集『新・現代損害賠償法講座1』（日本評論社、一九九七年）二九〇頁以下では、総合救済システムの構築を念頭に不法行為制度の行方について分析されている。

また、近江幸治『民法講義VI―事務管理・不当利益・不法行為（第2版）』（成文堂、二〇〇七年）九〇頁は、「《制裁》的機能は、賠償責任の第2の機能として位置づけられなければならない。」と述べている。

なお、近時、森田果、小塚莊一郎「不法行為法の目的―『損害填補』は主要な制度目的か」NBL八七四号（二〇〇八年）一〇頁以下では、比較法の視点から抑止機能の導入可能性について検討されている。

(24) 王勝明主編・前掲注（10）四六九頁を参照。

(25) 棚瀬孝雄「不法行為責任の道德的基礎」棚瀬孝雄編『現代の不法行為法―法の理念と生活社会』（有斐閣、一九九四年）九頁以下は、「個人的正義」、「全体的正義」、「共同体的正義」という三つの正義感を検討し、不法行為法の法理論または紛争処理の制度設計に関する新たな視角を模索している。

(26) 王勝明主編・前掲注（10）二六頁を参照。

(27) 吉村良一「不法行為法（第四版）」（有斐閣、二〇一〇年）二九頁以下は、関連する日本法の流れを明瞭にまとめている。

(28) 孫佑海主編『侵權責任法適用与案例解説』（法律出版社、二〇一〇年）八頁を参照。

(29) 「民法通則」一〇六条は、「公民・法人が契約に違反し、又はその他の義務を履行しないときは、民事責任を負わなければならない。公民・法人は過錯により国家、集団の財産を侵害し、他人の財産、人身を侵害したときは、民事責任を負わなければならない。過錯はないが、ただし法律により民事責任を負わなければならないと規定している場合は、民事責任を負わなければならない」と規定し、民事責任の基本原則を定めている。

(30) 王勝明主編・前掲注（10）四九頁を参照。

(31) 王勝明主編・前掲注(10) 二七頁を参照。

(32) 王勝明主編・前掲注(10) 四五頁を参照。

(33) 王勝明主編・前掲注(10) 三九頁以下を参照。

(34) 例えば、最高人民法院「関与審理名誉權案件若干問題的解答」第七條は、違法性の要件を明確している。

(35) 奚曉明主編最高人民法院侵權責任法研究小組編著『中華人民共和國侵權責任法』条文理解与適用（人民法院出版社、二〇一〇年）一六頁を参照。

(36) 張新宝『侵權責任法原理』（中国人民大学出版社、二〇〇五年）五〇頁を参照。

(37) 王勝明主編・前掲注(10) 七九頁を参照。

(38) 王勝明主編・前掲注(10) 八二頁を参照。

(39) 中国物權法第三四條は、不動産又は動産が權限なく占有された場合、權利者は原物の返還を求めることができる。と定めている。
第三五條は、物權が妨害された場合、又は妨害される可能性がある場合、權利者は妨害の排除又は危險の除去を求めることができる。と定めている。

第三六條は、不動産又は動産が毀損された場合、權利者は修繕、作り直し、交換又は原狀の回復を求めることができる。と定めている。

第三七條は、物權の侵害により、權利者に損害がもたらされた場合、權利者は損害賠償を求めることができる。と定めている。と定めている。

(40) 一九二二年の旧ソ連民法においても、いわゆる「衡平原則」が存在していた（四〇六條）。

末川・前掲注(7) 一五四頁は、旧ソ連の不法行為法のような立法手法は、「個人本位」から「社会本位」への試みであり、「社会主義的法律観」または「社会主義的良心」の現れであると分析している。

(41) 王勝明主編・前掲注(10) 一九頁を参照。

(42) 王澤鑒『民法学說与判例研究（八）』（中国政法大学出版社、一九九八年）二九三頁を参照。

(43) 奚曉明主編・前掲注(35) 一八五頁を参照。

(44) 劉士国『侵權責任法重大疑難問題研究』(中国法制出版社、二〇〇九年)三五頁は、公平責任原則を繼承する必要性を積極的に訴えている。

(45) 王勝明主編・前掲注(10) 一一六頁を参照。

(46) 最判昭和三七年二月二七日民集一六卷二四〇七頁。

(47) 拙稿「論人身損害賠償請求權と繼承」『環球法律評論』二二〇六年第二期 一九八頁以下を参照。

(48) 王勝明主編・前掲注(10) 九〇頁を参照。

(49) 王勝明主編・前掲注(10) 一二二頁を参照。

(50) 奚曉明主編・前掲注(35) 一七三頁以下を参照。

(51) 王勝明主編・前掲注(10) 一二二頁を参照。

(52) 王勝明主編・前掲注(10) 二四四頁を参照。

(53) 奚曉明主編・前掲注(35) 三四二頁を参照。

(54) 奚曉明主編・前掲注(35) 四三頁を参照。

(55) 四宮和夫『不法行為(現代法律学全集10-II)』(青林書院、一九八五年)二五三頁を参照。

(56) 四宮・前掲注(55) 二五四頁を参照。

(57) 甲斐道太郎、富山康吉「資本主義經濟と法の理論」渡辺洋三編『岩波講座・現代法(第七卷)——現代法と經濟』(岩波書店、一九六六年)三五頁—三六頁は、「資本主義法は、資本による利潤の取得を保障することをその基本的な使命とする法である」と述べており、資本主義法の本質を説明している。

(58) 松井宏興「法と社会」木村保男・早川和男編『現代社会と法の役割』(日本評論社、一九八五年)二三頁以下を参照。

資料 中華人民共和國侵權責任法（翻訳）

（二〇〇九年二月二十六日第一期全国人民代表大会常务委员会第二二回會議で採択）

目次

第一章	一般規定
第二章	責任の構成及び責任の方式
第三章	責任の免除及び軽減の事由
第四章	責任の主体に関する特別規定
第五章	製造物責任
第六章	自動車交通事故責任
第七章	医療損害の責任
第八章	環境汚染責任
第九章	高度危険責任
第一〇章	飼育動物による損害の責任
第十一章	工作物による損害の責任
第十二章	附則

第一章 一般規定

第一条(本法の目的)

民事主体の合法的な權益を保護し、權益侵害責任を明確にし、權益侵害行為を予防・制裁し、社会の調和・安定を促進するために、本法を制定する。

第二条(適用範囲)

① 民事權益を侵害したときは、本法に従い權益侵害責任を負わなければならない。

② 本法にいう民事權益には、生命權、健康權、氏名權、名誉權、肖像權、プライバシー權、婚姻自主權、監護權、所有權、用益物權、担保物權、著作權、特許權、商標專用權、発見權、株主權、相続權等の人身的・財産的權益が含まれる。

第三条(被權益侵害者の請求權)

被權益侵害者は、權益侵害者に対し、權益侵害責任を負うよう請求する權利を有する。

第四条(權益侵害責任の優先性)

① 權益侵害者が同一の行為により、行政責任又は刑事責任を負わなければならないときは、法に従い權益侵害責任を負うことに影響しない。

② 同一の行為により權益侵害責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない場合において、權益侵害者の財産が支払に不足するときは、先に權益侵害責任を負う。

第五条（本法とその他の法律の關係）

その他の法律に權益侵害責任について別途特別規定があるときは、その規定に従う。

第二章 責任の構成及び責任の方式

第六条（過失責任原則と中間責任）

- ① 行為者が故意・過失により他人の民事權益を侵害したときは、權益侵害責任を負わなければならない。
- ② 法律の規定に従い行為者に故意・過失があることが推定される場合において、行為者が自己に故意・過失がないことを証明できなかったときは、權益侵害責任を負わなければならない。

第七条（無過失責任原則）

行為者が他人の民事權益を侵害したときは、行為者の故意・過失の有無を問わず、法律が權益侵害責任を負わなければならないと定めるときは、その規定に従う。

第八条(狭義の共同権益侵害行為の責任)

二人以上が共同して権益侵害行為を実施し、他人に損害をもたらしたときは、連帯して責任を負わなければならない。

第九条(教唆者、幫助者の責任)

① 他人を教唆し、又は幫助して権益侵害行為を実施させたときは、行為者と連帯して責任を負わなければならない。

② 民事行為無能力者、制限民事行為能力者を教唆し、又は幫助して権益侵害行為を実施させたときは、権益侵害責任を負わなければならない。当該民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監護人が監護責任を尽くさなかったときは、相應の責任を負わなければならない。

第一〇条(加害者不明時の責任)

二人以上で他人の人身、財産の安全を脅かす行為を実施し、そのうち一人又は数人の行為が他人に損害をもたらした場合において、具体的な権益侵害者が特定できたときは、その権益侵害者が責任を負わなければならない、具体的な権益侵害者を特定することができなかつたときは、行為者は連帯して責任を負う。

第一条（競合的權益侵害行為の責任―その一）

二人以上で各自に權益侵害行為を実施し、同一の損害をもたらした場合において、各人の權益侵害行為がいずれも全損害をもたらすに足りるときは、行為者は連帯して責任を負う。

第二条（競合的權益侵害行為の責任―その二）

二人以上で各自に權益侵害行為を実施し、同一の損害をもたらした場合において、責任の大小を確定することができるときは、各自が相應の責任を負う。責任の大小を確定することができないときは、賠償責任を均等に負う。

第三条（連帯責任の法的効果）

法律が連帯責任を負うと定めるときは、被權益侵害者は、一部又は全部の連帯責任者に責任を負うよう請求する權利を有する。

第四条（連帯責任者の内部關係）

- ① 連帯責任者は、各自の責任の大小に基づき相應の賠償額を確定する。責任の大小を確定することができないときは、賠償責任を均等に負う。
- ② 自己の賠償額を超えて支払った連帯責任者は、他の連帯責任者に対し求償する權利を有する。

第十五条（権益侵害責任の法的効果）

① 権益侵害責任の負担方式には、主に以下のものがある。

- (1) 侵害の停止
 - (2) 妨害の排除
 - (3) 危険の除去
 - (4) 財産の返還
 - (5) 原状の回復
 - (6) 損害の賠償
 - (7) 謝罪
 - (8) 影響の除去、名誉の回復
- ② 以上の権益侵害責任の負担方式は、単独で適用することも、併合して適用することもできる。

第二十六条（人身損害の賠償内容）

他人を侵害して人身損害をもたらしたときは、医療費、看護費、交通費等治療及びリハビリテーションのために支出した合理的な費用並びに休業により減少した収入を賠償しなければならない。後遺障害が生じたときは、更に後遺障害生活補助用具費用及び後遺障害賠償金を賠償しなければならない。死亡したときは、更に葬祭費及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

第二七条（多数の死者が生じた時の賠償額算定法）

同一の權益侵害行為により多数の死者が生じたときは、同じ金額で死亡賠償金を確定することができる。

第一八条（被權益侵害者の權利の承継）

① 被權益侵害者が死亡したときは、その近親者は、權益侵害者に対し、權益侵害責任を負うよう請求する權利を有する。被權益侵害者が機構である場合において、当該機構が分立、合併したときは、權利を承継した機構は、權益侵害者に対し、權益侵害責任を負うよう請求する權利を有する。

② 被權益侵害者が死亡したときは、被權益侵害者に医療費、葬祭費等の合理的な費用を支払った者は、權益侵害者に対し、その費用を賠償するよう請求する權利を有する。ただし、權益侵害者が当該費用をすでに支払った場合を除く。

第一九条（財産的損害の算定基準時）

他人の財産を侵害したときは、財産の損害は、損害が生じた時の市場価格又はその他の方式により算定する。

第二〇条（人身的權益侵害における財産的損害の算定法）

他人の人身的權益を侵害して財産的損害をもたらしたときは、これにより被權益侵害者が受けた損失に基づき賠償する。被權益侵害者の損失の確定ができない場合において、權益侵害者がこれにより利益を受けたときは、その獲得

した利益に基づき賠償する。権益侵害者がこれにより獲得した利益の確定ができない場合において、賠償額につき被権益侵害者と権益侵害者が協議しても合意に至らず、人民法院に訴訟を提起したときは、人民法院が実際の状況に基づき賠償額を確定する。

第二一条（侵害の停止・妨害の停止・危険の除去に関する特則）

権益侵害行為が他人の人身、財産の安全を脅かすときは、被権益侵害者は、権益侵害者に対し、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権益侵害責任を負うよう請求することができる。

第二二条（精神的損害賠償）

他人の人身の権益を侵害して他人に重大な精神的損害をもたらしたときは、被権益侵害者は、精神的損害賠償を請求することができる。

第二三条（受益者の補償義務）

他人の民事権益が侵害されることを防止、制止したことにより自己が損害を受けたときは、権益侵害者が責任を負う。権益侵害者が逃亡し、又は責任を負う能力がない場合において、被権益侵害者が補償を請求したときは、受益者は適当な補償をしなければならない。

第二十四条（公平原則）

被害者及び行為者いずれにも損害の発生につき故意・過失がないときは、実際の状況に基づき、双方にその損失を分担させることができる。

第二十五条（損害賠償金の支払方法）

損害が発生した後に、当事者は、賠償金の支払方法を協議することができる。協議しても合意に至らないときは、賠償金は、一度に支払わなければならない。一度に支払うことが確かに困難なときは、分割して支払うことができる。ただし、相応の担保を提供しなければならない。

第三章 責任の免除及び軽減の事由

第二十六条（責任の軽減）

被權益侵害者にも損害の発生につき過失があるときは、權益侵害者の責任を軽減することができる。

第二十七条（責任の免除）

損害が被害者の故意によりもたらされたときは、行為者は責任を負わない。

第二八条（第三者の権益侵害責任）

損害が第三者によりもたらされたときは、第三者は、権益侵害責任を負わなければならない。

第二十九条（不可抗力）

不可抗力により他人に損害をもたらしたときは、責任を負わない。法律に別の規定があるときは、その規定に従う。

第三〇条（正当防衛）

正当防衛により損害をもたらしたときは、責任を負わない。正当防衛が必要な限度を超えたことにより、生じないはずの損害をもたらしたときは、正当防衛者は、適当な責任を負わなければならない。

第三一条（緊急避難）

緊急避難により損害をもたらしたときは、危険な状況を引き起こした者が責任を負う。危険が自然力により引き起こされたときは、緊急避難者は、責任を負わないか、又は適当な補償をする。緊急避難のためとった措置が不当であり又は必要な限度を超えたことにより、生じないはずの損害をもたらしたときは、緊急避難者は、適当な責任を負わなければならない。

第四章 責任の主体に関する特別規定

第三二条（監護人の責任）

- ① 民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害をもたらしたときは、監護人が權益侵害責任を負う。監護人が監護責任を尽くしたときは、その權益侵害責任を軽減することができる。
- ② 財産を有する民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害をもたらしたときは、本人の財産から賠償金を支払う。不足の部分については、その監護人が賠償する。

第三三条（一時的に意識喪失等の場合における加害者の責任）

- ① 完全民事行為能力者が自己の行為を一時的に弁識することができず又は制御不能により、他人に損害をもたらした場合において、故意・過失があるときは、權益侵害責任を負わなければならない。故意・過失がないときは、行為者の経済状況に基づき、被害者に対し適当な補償を行う。
- ② 完全民事行為能力者が酒酔い、麻酔薬又は向精神薬の濫用のため、自己の行為を一時的に弁識することができず又は制御不能により、他人に損害をもたらしたときは、權益侵害責任を負わなければならない。

第三四条（使用者責任）

- ① 人を雇用する機構の従業員が職務の実行により他人に損害をもたらしたときは、その機構が權益侵害責任を負う。

② 労務派遣期間中に、派遣された従業員が職務の実行により他人に損害をもたらしたときは、労務派遣を受け入れる労務使用機構が権益侵害責任を負う。労務派遣機構に故意・過失があるときは、相応の補充的責任を負う。

第三五条（個人間労務関係に関する責任）

個人間に労務関係が形成された場合において、労務を提供する側が労務により他人に損害をもたらしたときは、労務の提供を受け入れる側が権益侵害責任を負う。労務を提供する側が労務により自己が損害を受けたときは、双方は各自の故意・過失に基づき相応の責任を負う。

第三六条（インターネットによる権益侵害）

① ネットワーク使用者、ネットワークサービス提供者が、ネットワークを利用して他人の民事権益を侵害したときは、権益侵害責任を負わなければならない。

② ネットワーク使用者がネットワークサービスを利用して権益侵害行為を行ったときは、被権益侵害者は、削除、遮蔽、接続の切断等の必要な措置をとるようネットワークサービス提供者に通知する権利を有する。ネットワークサービス提供者は、その通知を受けた後、速やかに必要な措置をとらなかったときは、拡大した損害について当該ネットワーク使用者と連帯して責任を負う。

③ ネットワークサービス提供者は、ネットワーク使用者がそのネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知りながら必要な措置をとらなかったときは、当該ネットワーク使用者と連帯して責任

を負う。

第三十七条（安全配慮義務）

① ホテル、商店、銀行、駅、娯楽施設等の公共の場所の管理者又は大衆的活動の組織者は、安全配慮義務を尽くさず、他人に損害をもたらしたときは、権益侵害責任を負わなければならない。

② 第三者の行為により他人に損害をもたらしたときは、第三者が権益侵害責任を負う。管理者又は組織者が安全配慮義務を尽くさなかったときは、相応の補充的責任を負う。

第三十八条（民事行為無能力者の人身損害と教育機関の責任）

民事行為無能力者が幼稚園、学校又はその他の教育機関で学習、生活をしている際に人身損害を受けたときは、幼稚園、学校又はその他の教育機関は、責任を負わなければならない。ただし、教育、管理の職責を尽くしたことを証明できるときは、責任を負わない。

第三十九条（制限民事行為能力者の人身侵害と教育機関の責任）

制限民事行為能力者が学校又はその他の教育機関で学習、生活している際に人身損害を受けた場合において、学校又はその他の教育機関が教育、管理の職責を尽くさなかったときは、責任を負わなければならない。

第四〇条 (第三者が行った人身侵害と教育機関の責任)

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が幼稚園、学校又はその他の教育機関で学習、生活している際に、幼稚園、学校又はその他の教育機関以外の者により人身損害を受けたときは、権益侵害者が権益侵害責任を負う。幼稚園、学校又はその他の教育機関が管理の職責を尽くさなかったときは、相応の補充的責任を負う。

第五章 製造物責任

第四一条 (生産者の責任)

製造物に欠陥が存在することにより他人に損害をもたらしたときは、生産者は、権益侵害責任を負わなければならない。

第四二条 (販売者の責任)

① 販売者の故意・過失により製品に欠陥が生じ、他人に損害をもたらしたときは、販売者は、権益侵害責任を負わなければならない。

② 販売者が欠陥製造物の生産者を示すことができず、欠陥製造物の供給者を示すこともできないときは、販売者は、権益侵害責任を負わなければならない。

第四三条（損害賠償請求權の行使、求償權）

① 製造物に欠陥が存在することにより損害をもたらしたときは、被權益侵害者は、製造物の生産者に賠償を請求することができる、又は製品の販売者にも賠償を請求することができる。

② 製造物の欠陥が生産者により生じたときは、販売者は、賠償した後に生産者に対し求償する權利を有する。

③ 販売者の故意・過失により製造物に欠陥が生じたときは、生産者は、賠償した後に販売者に対し求償する權利を有する。

第四四条（運送人、保管者等の第三者に対する求償權）

運送人、保管者等の第三者の故意・過失により製造物に欠陥が生じ、他人に損害をもたらしたときは、製造物の生産者、販売者は、賠償した後に第三者に対し求償する權利を有する。

第四五条（妨害の排除、危険の除去）

製造物の欠陥が他人の人身、財産の安全に脅かすときは、被權益侵害者は、生産者、販売者に対し、妨害の排除、危険の除去等の權益侵害責任を負うよう請求する權利を有する。

第四六条（流通後に欠陥が発見された場合の責任）

製造物が流通した後に欠陥が存在することが発見されたときは、生産者、販売者は、速やかに警告、リコール等の

救済措置をとらなければならない。速やかに救済措置をとらず、又は救済措置が不十分であったことにより損害をもたらしたときは、権益侵害責任を負わなければならない。

第四七条（懲罰的損害賠償）

製造物に欠陥があることを知りながら、生産、販売を行い、他人を死亡させ又は健康に重大な損害をもたらしたときは、被権益侵害者は、相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。

第六章 自動車交通事故責任

第四八条（道路交通安全法の適用）

自動車により交通事故が発生し、損害をもたらしたときは、道路交通安全法の関連する規定に従い賠償責任を負う。

第四九条（自動車の賃貸借に関する責任）

賃貸、使用貸借等の事情により、自動車の所有者と使用者が同一でない場合において、交通事故が発生し、その責任が自動車側にあるときは、保険会社は自動車強制保険責任限度額の範囲内で賠償をする。不足の部分については、自動車の使用者が賠償責任を負う。自動車の所有者に損害の発生につき故意・過失があるときは、相応の賠償責任を負う。

第五〇条（自動車譲渡後の責任）

当事者間ですでに売買等の方法により自動車を譲渡し、それが引き渡された後に所有権移転登記を行っていない場合において、交通事故が発生し、その責任が自動車側にあるときは、保険会社は自動車強制保険責任限度額の範囲内で賠償を行う。不足の部分については、譲受人が賠償責任を負う。

第五一条（組立車、廃車の譲渡後の責任）

売買等の方法により組立車又は既に廃棄基準に達した自動車が譲渡され、それが交通事故を引き起こし、損害をもたらしたときは、譲渡人と譲受人は連帯して責任を負う。

第五二条（盗難車による交通事故に関する責任）

窃盗、強盗又は奪取された自動車が交通事故を引き起こし、損害をもたらしたときは、窃盗、強盗又は奪取をした者が賠償責任を負う。保険会社が自動車強制保険責任限度額の範囲内で救急費用を立て替えたときは、交通事故の責任者に対し求償する権利を有する。

第五三条（加害者不明等の場合の責任）

自動車の運転者が交通事故発生後に逃走した場合において、当該自動車が強制保険に加入しているときは、保険会社は自動車強制保険責任限度額の範囲内で賠償を行う。「事故を引き起こした」自動車が不明である又は強制保険に

加入していない場合において、被権益侵害者の人身死傷に関わる救助、葬祭等の費用が必要なときは、道路交通事故社会救助基金が立て替える。道路交通事故社会救助基金が立て替えた後、その管理機構は、交通事故の責任者に対し求償する権利を有する。

第七章 医療損害の責任

第五四条（医療機関の責任）

患者が診療活動中に損害を受けた場合において、医療機関及びその医療関係者に故意・過失があったときは、医療機関が賠償責任を負う。

第五五条（診療活動における説明義務）

① 医療関係者は、診療活動において、患者に対し病状及び医療措置を説明しなければならない。手術、特殊な検査、特殊な治療を実施する必要があるときは、医療関係者は、速やかに患者に対し治療のリスク、代替的治療案等の状況を説明し、かつ、書面により同意を取得しなければならない。患者に説明するに適宜でないときは、患者の近親者に対し説明をし、かつ、書面により同意を取得しなければならない。

② 医療関係者が前項の義務を尽くさず、患者に損害をもたらしたときは、医療機関が賠償責任を負わなければならない。

第五六条（緊急な状況の措置）

危篤状態にある患者の救命等の緊急な状況において、患者又はその近親者の意見を取得することができないときは、医療機関の責任者又は授權された責任者の許可を得て、直ちに相応の医療措置を実施することができる。

第五七条（診療義務）

医療関係者は、診療活動において、当時の医療水準に相応する診療義務を尽くさず、患者に損害をもたらしたときは、医療機関が賠償責任を負わなければならない。

第五八条（医療機関の故意・過失の推定）

次に掲げる事由のいずれかにより患者に損害をもたらした場合は、医療機関に故意・過失があるものと推定する。

- (1) 法律、行政法規、規則及びその他の診療規範に関する規定に違反したとき。
- (2) 紛争に関する診療資料を隠匿し又はその提供を拒絶したとき。
- (3) 診療資料を偽造、改竄又は廃棄したとき。

第五九条（医薬品等の欠陥による損害の賠償）

薬品、消毒薬剤、医療機器の欠陥又は不合格的の血液を輸血したことにより患者に損害をもたらしたときは、患者は、生産者又は血液の供給機構に賠償を請求することができ、又は医療機関にも賠償を請求することができる。患者が医療

機関に賠償を請求した場合、医療機関は、賠償した後に責任のある生産者又は血液の供給機構に対し求償する権利を有する。

第六〇条（医療機関の免責事由）

- ① 次に掲げる事由のいずれかにより患者に損害をもたらした場合は、医療機関は、賠償責任を負わない。
 - (1) 患者又はその近親者が、医療機関が診療規範に符合する診療を行うことに協力しなかったとき。
 - (2) 医療関係者が救急、危篤状態にある患者の救命等の緊急な状況において、すでに合理的な診療義務を尽くしたとき。
 - (3) 当時の医療水準に鑑み、診療することが困難であったとき。
- ② 前項第(1)号に掲げる事由がある場合において、医療機関及びその医療関係者にも故意・過失があったときは、相応の賠償責任を負わなければならない。

第六一条（診療資料等の取扱）

- ① 医療機関及びその医療関係者は、規定に従い、入院日誌、医師の指示書、検査報告、手術及び麻酔記録、病理資料、看護記録、医療費用等の診療資料を記入し、かつ、適切に保管しなければならない。
- ② 患者が前項に規定する診療資料の閲覧、複製を求めるときは、医療機関は、これを提供しなければならない。

第六二条（プライバシーの保護）

医療機関及びその医療関係者は、患者のプライバシーを保護しなければならない。患者のプライバシーを漏らし又は患者の同意を得ずに患者の診療資料を公開し、これにより患者に損害をもたらしたときは、権益侵害責任を負わなければならない。

第六三条（不必要な検査の禁止）

医療機関及びその医療関係者は、診療規範に反し不必要な検査を行ってはならない。

第六四条（医療機関及びその医療関係者の権益保護）

医療機関及びその医療関係者の合法的な権益は、法律による保護を受ける。医療秩序を攪乱し、医療関係者の業務、生活を妨害する者は、法に従い法律上の責任を負わなければならない。

第八章 環境汚染責任

第六五条（汚染者の責任）

環境を汚染したことにより損害をもたらしたときは、汚染者は、権益侵害責任を負わなければならない。

第六六条（汚染者が負う挙証責任）

環境が汚染されたことにより紛争が発生したときは、汚染者は、法律が定める責任免除又は責任軽減の事由及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことにつき、挙証責任を負う。

第六七条（複数の汚染者の責任）

二人以上の汚染者が環境を汚染したときは、汚染者が負う責任の大小は、汚染物の種類、排出量等の要素により確定する。

第六八条（第三者の故意・過失による環境汚染）

第三者の故意・過失により環境を汚染し、これにより損害をもたらしたときは、被権益侵害者は、汚染者に対し賠償を請求することができ、又は第三者にも賠償を請求することができる。汚染者は、賠償した後第三者に対し求償する権利を有する。

第九章 高度危険責任

第六九条（高度危険な作業の従事者の責任）

高度危険な作業に従事し他人に損害をもたらした者は、権益侵害責任を負わなければならない。

第七〇条（民生用核施設の事故に関する責任）

民生用核施設に核事故が発生し、他人に損害をもたらしたときは、民生用核施設の経営者は、權益侵害責任を負わなければならない。ただし、その損害が戦争等の事由又は被害者の故意によりもたらされたことを証明できる場合は、責任を負わない。

第七一条（民生用航空機に関する責任）

民生用航空機により他人に損害をもたらしたときは、民生用航空機の経営者は權益侵害責任を負わなければならない。ただし、その損害が被害者の故意によりもたらされたことを証明できる場合は、責任を負わない。

第七二条（高度危険な物の占有、使用に関する責任）

燃焼、爆発しやすい物、劇毒物、放射性物質等の高度危険な物を占有又は使用し、他人に損害をもたらしたときは、占有者又は使用者は、權益侵害責任を負わなければならない。ただし、その損害が被害者の故意又は不可抗力によりもたらされたことを証明できる場合は、責任を負わない。被權益侵害者に損害の発生につき重大な過失があるときは、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第七三条（高所作業等に関する責任）

高所、高圧、地下の発掘作業に従事し、又は高速の軌道運送機具を使用し他人に損害をもたらしたときは、経営者

任を負わなければならない。

第八一条（動物園の動物に関する責任）

動物園の動物が他人に損害をもたらした場合において、動物園は、権益侵害責任を負わなければならない。ただし、管理の職責を尽くしたことを証明できるときは、責任を負わない。

第八二条（遺棄、逃走動物に関する責任）

遺棄、逃走動物が遺棄され、又は逃走している間に他人に損害をもたらしたときは、動物の元の飼育者又は管理者は、権益侵害責任を負わなければならない。

第八三条（第三者の故意・過失による損害）

第三者の故意・過失により動物が他人に損害をもたらしたときは、被権益侵害者は、動物の飼育者又は管理者に賠償を請求することができ、又は第三者にも賠償を請求することができる。動物の飼育者又は管理者は、賠償した後

第一章 工作物による損害の責任

第八五条（土地工作物に関する責任）

建築物、構築物又はその他の施設、及びそれに設置している、掲げている物が脱落し又は落下し他人に損害をもたらした場合において、所有者、管理者又は使用者が自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権益侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者又は使用者が賠償した後に、他に責任者がいるときは、その他の責任者に対し求償する権利を有する。

第八六条（土地工作物の倒壊に関する責任）

① 建築物、構築物又はその他の施設が倒壊し、他人に損害をもたらしたときは、建設機構と施工機構が連帯して責任を負う。建設機構、施工機構が賠償した後に、他に責任者がいるときは、その他の責任者に対し求償する権利を有する。

② その他の責任者の原因により、建築物、構築物又はその他の施設が倒壊し、他人に損害をもたらした場合は、その他の責任者が権益侵害責任を負う。

第八七条（加害者不明時の補償）

建築物の中から投げ出された物、又は建築物からの落下物により他人に損害をもたらした場合において、具体的な権益侵害者を特定することが困難なときは、自己が権益侵害者でないことを証明できる場合を除き、加害の可能性の

ある建築物使用者が補償する。

第八八条（積み置きされた物の倒壊に関する責任）

積み置きされた物が倒壊し他人に損害をもたらした場合において、積み置きをした者は、自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権益侵害責任を負わなければならない。

第八九条（公道における物の積み置き等に関する責任）

公道に通行を妨害する物を積み置き、おちまけ、又は撒き散らし、他人に損害をもたらしたときは、関係する機構又は個人は、権益侵害責任を負わなければならない。

第九〇条（立木の倒壊に関する責任）

立木が倒壊し他人に損害をもたらした場合において、立木の所有者又は管理者は、自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権益侵害責任を負わなければならない。

第九一条（公共の場所、公道での工事に関する責任）

- ① 公共の場所又は公道において穴を掘り、地下施設等を修繕、取付けをする場合において、明確な標識を設置せず、安全措置を講じなかったことによりに他人に損害をもたらしたときは、施工者は、権益侵害責任を負わな

ければならない。

- ② マンホール等の地下設備が他人に損害をもたらした場合において、管理者が管理の職責を尽くしたことを証明できないときは、権益侵害責任を負わなければならない。

第二章 附則

第九十二条（施行日）

本法は、二〇一〇年七月一日から施行する。

本稿は、平成三二年度科学研究費補助金「若手研究（B）」（課題番号二二七三〇〇〇四）による研究成果の一部である。